

水戸市新卒保育士等就労支援補助金交付要項

令和2年3月16日
水戸市告示第54号

(趣旨)

第1条 この要項は、予算の範囲内において、新卒保育士等就労奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設及び事業所をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき設置し、又は同条第4項の認可を受けて設置した保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の保育所等において保育士又は保育教諭（職務が法定されている職に限る。以下「保育士等」という。）として勤務を開始し、又は開始することが見込まれる者（水戸市教育委員会職員の職名に関する規則（平成3年水戸市教育委員会規則第2号）第2条に規定する職名を有する職員として任用される者を除く。）のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校を卒業し、又は卒業することが見込まれる者で、当該保育所等において勤務を開始する日（以下「勤務開始日」という。）が当該卒業をした日から同日の属する年度の翌年度の4月末日までであること。
- (2) 保育士等として勤務をしたことがないこと。
- (3) 当該保育所等における1月当たりの勤務日数が20日以上で、かつ、1日当たりの勤務時間が6時間以上であること。
- (4) 当該保育所等における勤務開始日から1年以上継続して同一の保育所等（当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等を含む。）に勤務することが見込まれること。
- (5) 当該保育所等への勤務に当たり、この要項に基づく補助以外の補助を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、20,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新卒保育士等就労奨励補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保育所等への調査等を行い、適当と認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を新卒保育士等就労奨励補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付の決定を受けた者」という。)は、当該交付の決定を受けた日(以下「交付決定日」という。)から保育所等における勤務開始日から起算して1年を経過する日までの間に申請書兼請求書の記載内容に変更等が生じたときは、新卒保育士等就労奨励補助金変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(交付の請求)

第8条 交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、新卒保育士等就労奨励補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付決定日から保育所等において勤務を開始した日から起算して1年を経過する日までの間に次のいずれかに該当したとき。

ア 労働条件又は勤務条件の変更により、1月当たりの勤務日数が20日未満又は1日当たりの勤務時間が6時間未満となったとき。

イ 申請時に勤務していた保育所等又は当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等において保育士等として勤務しなくなったとき。

(2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(勤務状況の確認)

第10条 市長は、必要に応じ、交付の決定を受けた者が勤務する保育所等に勤務状況を確認するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 交付の決定を受けた者は、当該補助金に関する書類を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名 印
電話番号

新卒保育士等就労奨励補助金交付申請書

新卒保育士等就労奨励補助金の交付を受けたいので、水戸市新卒保育士等就労奨励補助金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、審査に当たっては、必要な範囲で、私の勤務状況等を私が勤務する見込みの保育所等へ調査することに同意します。

| | |
|---------------|--|
| 卒業（見込）学校名 | |
| 卒業（見込）年月日 | 年 月 日 |
| 勤務見込みの保育所等の名称 | |
| 1日当たりの勤務見込時間 | 時間 |
| 1月当たりの勤務見込日数 | 日 |
| 保育士の登録（見込）年月日 | 年 月 日 |
| 添付書類 | (1) 職歴がある場合は、当該職歴が分かる履歴書 (2) 卒業証書又は卒業見込証明書の写し (3) 就労に係る雇用（内定）通知書等の写し (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

新卒保育士等就労奨励補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付で申請のあった新卒保育士等就労奨励補助金について、下記のとおり決定したので、水戸市新卒保育士等就労奨励補助金交付要項第6条の規定により通知します。

記

1 交付金額 金 20,000 円

2 交付条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市新卒保育士等就労奨励補助金交付要項の規定に従うこと。
- (2) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市新卒保育士等就労奨励補助金交付要項の規定に違反した場合は、補助金を返還すること。

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名 印
電話番号

新卒保育士等就労奨励補助金変更等届出書

年 月 日付け 第 号で額の決定の通知を受けた新卒保育士等就労奨励補助金について、水戸市新卒保育士等就労奨励補助金交付要項第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更等の発生日 年 月 日
- 2 変更等の内容 1月当たりの勤務日数が20日未満又は1日当たりの勤務時間が6時間未満となった。
 申請時に勤務し、若しくは勤務を予定していた保育所等又は当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等で保育士等として勤務しなくなった。
 保育士としてみなされなくなった。
 その他（ ）
- 3 添付書類 変更等の内容が分かる書類

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名 印
電話番号

新卒保育士等就労奨励補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の決定の通知を受けた新卒保育士等就労奨励補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市新卒保育士等就労奨励補助金交付要項第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

| 金融機関名 | 本・支店 | 預金種目 | 口座番号 |
|----------------|-------|------|------|
| 銀行 信金 信組 農協 労金 | 本店・支店 | 1 普通 | |
| | | 2 当座 | |
| 口座名義人 | フリガナ | 3 貯蓄 | |
| | 氏 名 | | |